

第13回 原子力発電所緊急時対策所設計指針検討会 議事録

1. 日時 平成22年4月14日(水) 14:00~16:00

2. 場所 (社)日本電気協会 4階 C会議室

3. 出席者(敬称略)

出席委員:米野主査(日本原子力発電),石合(電源開発),木庭(九州電力),菅原(日本原子力技術協会),中田(北陸電力),中林(日本原燃) (6名)

代理委員:上野(四国電力・磯野代理),森谷(東京電力・大倉代理),武蔵(北海道電力・小野寺代理),菅(東北電力・小笠原委員代理),中井(日本原子力研究開発機構・白土代理),岩崎(関西電力・辻代理) (6名)

欠席委員:森副主査(中部電力)田中(中国電力)

常時参加者:小林(日本原子力発電) (1名)

オブザーバ:山崎(関西電力),山本(日本原子力研究開発機構) (2名)

事務局:田村(日本電気協会) (1名)

4. 配布資料

資料No.13-1 JEAG4627 安全設計分科会書面投票 意見回答集約(案)

資料No.13-2 原子力発電所緊急時対策所の設計指針 原子力規格委員会からの御意見対応方針(案)

資料No.13-3 JEAG4627 原子力発電所緊急時対策所の設計指針(案)

資料No.13-4 第12回 原子力発電所緊急時対策所設計指針検討会 議事録(案)

参考資料-1 原子力発電所緊急時対策所設計指針検討会 委員名簿(案)

5. 議事

(1)定足数確認について

米野主査による代理出席者6名の承認後,事務局より,出席委員が代理出席者を含め12名となり,委員総数の3分の2(10名)以上で,委員会決議の定足数を満たしていることの報告があった。

(2)前回議事録の確認について

事務局より,資料No.13-4に基づき,前回議事録案の説明があり了承された。

(3) JEAG4627「原子力発電所緊急時対策所の設計指針」制定案に関する規格委員会及び安全設計分科会書面投票意見対応案について

米野主査より,資料No.13-1~3に基づき,原子力発電所緊急時対策所の設計指針案(JEAG4627-20XX)書面投票の意見対応案について説明があった。

これまでの経緯として、12/16の規格委員会書面投票で6票の反対（保留5票）があり、2/15安全設計分科会に修正案を提案し、分科会の書面投票の結果可決となった。この結果を受けて3月の規格委員会で審議する予定であったが、分科会書面投票の賛成その他意見へ対応すること、規格委員会で本質的な意見を頂いたため規格委員会の委員に対応案を説明することとしたため、3月の審議を見送った。3月に反対票を投じた委員に個別に説明に伺い、それらの意見も踏まえ規格案を修正した。本日はこの案を審議して頂きたい。

ある委員のコメントとして、省令要求はJEAC、原災法はJEAGとしてはどうかとの意見があった。分けると使いにくいことから2本立ての規格はそくわないと回答したが、規格委員会で同じコメントをするとの意見があった。また、5.6、5.7タイトル等違和感がある、とのコメントがあり、本日の資料ではそのコメントを反映した。

他の委員からの反対意見は、多方面からよりよいものを提案して頂いたと理解している。意見を拝承して規格案を大幅に修正したことを、理解して頂いた。今回の修正案で大きなコメントは来ないのではないかと考えている。

次回の安全設計分科会(5/12)で修正案を審議して頂くこととしたい。

主な意見、質問は以下のとおり。

- ・分科会では再度書面投票となるのか。

エディトリアルな修正（編集上の修正）として扱うかどうかは分科会長の判断になる。規格本文に追加している箇所があるため、編集上の修正とは扱わず、書面投票を実施する可能性がある。いずれにしても、分科会長に確認する。

- ・No.1-1-8の回答では不採用となっているが、規格案では意見を採用して修正している。どちらが正解か。

意見を不採用とすることとし、規格本文を修正する。

- ・P9 解説-4について、「アクセシビリティも考慮する必要がある、・・・などを考慮することが重要である」を「アクセシビリティも考慮することとした。a.、b.、c.」に修正したが、修正後は「・・・すること」でひとつの要件としている。a.、b.、c.に併記したことで意味合いが異なるのではないかと。発電所によって設置場所は様々であることから、例示とした。なお書きの「緊急時対策所の設置場所は発電所によって様々であるが、」は記載があることで文章が分かりにくくなっているため、削除することとしたい。

- ・P5 5.8緊急時対策所での滞在(3)の語尾を、「フィルタ等の設置等がある。」を「フィルタ等を設置する。」に修正したが、「これらに対する防護には」を「これらに対する防護として」と修正した方が文章の繋がりが良い。また、「設置する」が要求事項になるが、各社この記載で問題ないか。

「これらに対する防護として」と修正する。フィルタを設置するという記載については問題ないと思うが、各社で問題があれば連絡をお願いしたい。

- ・P5 5.8緊急時対策所での滞在(5)の記載は、解説-8のなお書きを持ってきたため、「放射性物質の漏れこみ防止効果を見込むなど・・・」の記載は、規格本文の繋がりが無い。

- ・緊急時対策所はMS-3の設備のため、実態に即した条件とし、設計又は試験で担保としたはず。試験の一部だけ本文にもってきたため、分かりにくい表現になっている。
- ・前段の文章の一部であるため、防護設計において評価に用いる数値が事前に確認できない場合、等の記載が必要。
- ・本文「漏れ込み防止・・・貫通部シールのように」を削除してはどうか。
妥当性確認の記載のところに、「設計段階から考慮する」が入るのがおかしいが、分科会のコメントでこの記載を入れた経緯がある。コメントの内容を再度確認した上で、再修正をする。
- ・P5 5.8 緊急時対策所での滞在(4)「・・・被ばく抑制の観点から、」はなぜ追加したのか。(1)に同様の記載がある。また、(4)と(5)は(3)につなげた方が、繋がりが良くなるのではないか。(3)、(4)、(5)の修正案を考える。
- ・省令62号は一次冷却材の損壊と記載しているが、どういう状況を想定しているのか。各種事故を想定している。
- ・本指針はいつ頃発刊となるのか。
6月の規格委員会で審議し書面投票を実施、可決した場合は2か月間の公衆審査、発刊準備作業となるため、早くて年内の予定。
- ・資料No.13-2の資料(規格委員会説明用資料)P13の記載が修正されていないため、修正する。

米野主査より、本日頂いたコメントをもとに、指針修正案を作成する。メールで各委員に送付し、修正案へのコメントがあれば、連絡してほしいことの説明があった。

(4)その他

次回検討会開催は別途調整することとした。

以 上